

特記仕様書

- 1 工事名 動植物園遊戯施設設置工事
- 2 目的 熊本市動植物園マスタープランに基づき、さまざまな年代の来園者が楽しめる遊戯施設の設置工事を実施する。
- 3 工事場所 熊本市東区健軍5丁目14番2号
熊本市動植物園 遊戯施設エリア及びその周辺の指定する場所。
- 4 工期 契約締結日から令和 8年（2026年）10月30日まで
（試運転まで含む）
- 5 工事概要
「動植物園遊戯施設設置工事企画選定審査会」において選定された遊戯施設の設置を行う。
 - ・遊戯施設本体の設置工事
 - ・遊戯施設設置に伴う土木・建築工事
 - ・遊戯施設設置に伴う付帯設備工事（給排水、電気設備、その他必要とする工事）
 - ・工事に伴い発生した廃材の産業廃棄物処分
- 6 機種選定条件
「動植物園遊戯施設設置工事企画選定審査会」における評価項目及び評価基準は下記に示す通りとする。
 - ・様々な年代の来園者が楽しめるか。
 - ・遊びを通じて運動したり学んだりすることができるか。
 - ・安全に配慮されているか。
 - ・メンテナンス性に配慮されているか。
 - ・稼働率、採算性が期待できるか。※なお、電力・燃料を動力源とするライド式は除く。
- 7 経費
148,500（千円）（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

8 債務負担行為に係る契約について

(1) 本工事は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度の出来高予定は次の通りとし、請負代金相当額に出来高予定を乗じた額を出来高予定額とする。

令和 7年度(2025年度) 10%

令和 8年度(2026年度) 90%

(2) 本工事の前払金については、契約会計年度に、契約会計年度及び翌会計年度の出来高予定額の合計額の10分の4以内の額を支払うものとし、受注者は令和 8年(2026年)3月31日までに本市の指定する額を請求するものとする。

(3) 本工事の部分払いについては、契約会計年度は支払わないものとする。

(4) 発注者は、予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

9 その他

- ・工事の工程については、動植物園と協議・打ち合わせを行うこととする。
- ・この仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈について疑義が生じたときには、その都度、動植物園と協議すること。
- ・新たに設置する遊戯施設が、建築基準法第88条に基づき、建築確認を要する施設の場合、着工前に確認申請を行うこと。
- ・開園しながらの工事のため、入園者の安全に配慮し、動植物園の機能に支障のきたさないよう、万全の注意と安全確保を徹底すること。
- ・園内を工事中の他事業者と協議が必要な場合、園担当者に相談の上、実施すること。
- ・工事中、本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原形に復すること。
- ・園担当者との打ち合わせ及び連絡を徹底すること。
- ・施工に必要な水、電気等は園担当者と十分協議の上、使用すること。
- ・施工する上で必要な工具及び器具類等は受託者の負担とする。
- ・工事に起因する事故の損害補償は、受託者の負担とする。
- ・工事中に重大な支障が発生した場合は、直ちに園側担当者に報告すること。
- ・工事場所並びにその周辺に樹木がある場合は、損傷を与えないよう特に配慮し、損傷を与える恐れのある場合、園担当者に速やかに届出、指示を仰ぎ処理すること。

債務負担行為に係る特約事項

- 1 本工事は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度の出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	出来高予定額の割合
契約会計年度	10%
翌会計年度	90%

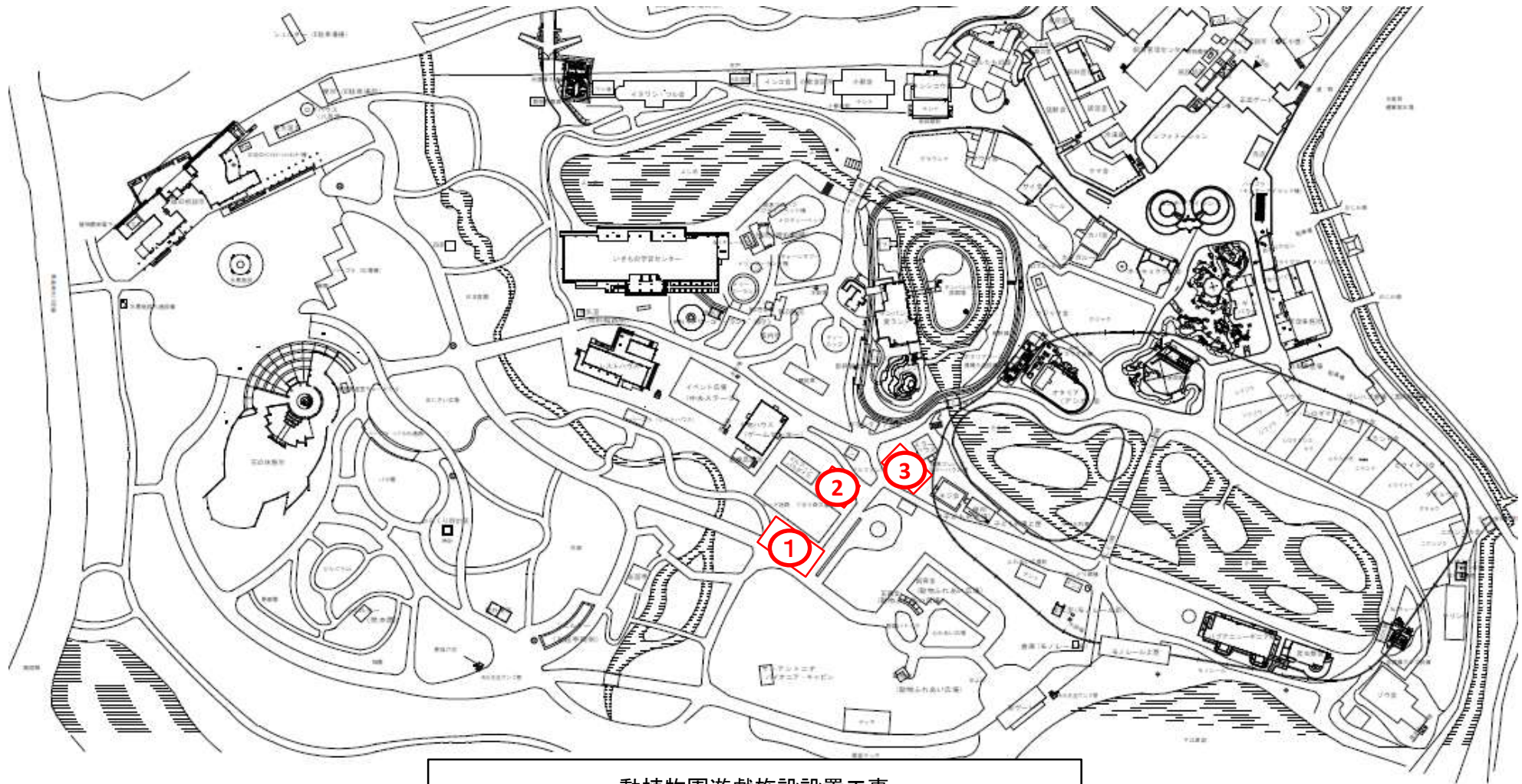
- 2 各会計年度の支払条件は次のとおりであり、受注者は、契約会計年度末までに本市の指定する額を請求するものとする。

年度	前金払	中間前金払	部分払※
契約会計年度	あり（契約会計年度と翌会計年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
翌会計年度	なし	あり（契約会計年度と翌会計年度の出来高予定額の合計の20%以内）	5回

- 3 発注者は、予算の都合上その他必要があるときは、出来高予定額及び支払条件を変更することができる。

※ 中間前金払の支払があった場合は、部分払の回数を1回減ずるものとする。

配置図



動植物園遊戯施設設置工事